

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 29 年度第 6 号
通 算 第 2 9 号
平成 30 年 1 月 11 日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

会計年度任用職員制度の給付体系について

日時・場所

平成 29 年 12 月 26 日（火）午後 7 時 45 分～午後 8 時 30 分（中央公民館 25 号室）

今回の交渉の主な目的

会計年度任用職員制度の給付体系について提案を行うため、交渉の場を持った。

組合への提案

（提案メモ）会計年度任用職員制度の給付体系について

[別紙 1](#)

（提案メモ）高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数の改正について

[別紙 2](#)

具体的な交渉内容

1 会計年度任用職員制度の給付体系について

課題の要旨

会計年度任用職員制度の給付体系について、その内容を示した上で協議を行った。

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張 | 当局の回答 |
|--|---|
| 今回の提案は、組合が長年にわたって要求してきたことを受けて行われたものではなく、法が改正されたことを受けて行われたものであるということか。 | このたびの提案は、地方公務員法等が改正され、一般職である会計年度任用職員制度という新たな枠組みが導入されることを契機とするものであるが、その内容については組合とも協議を重ねた上でまとめてきたものであると考えている。 |
| 会計年度任用職員の給付体系をどのようなものとしていくかについて、当局は半年前には試行錯誤の状態にあると言っていた。なぜ急に正式な提案がなされたのか。 | 急に提案したわけではない。これまでの半年にわたる協議を踏まえ、十分に検討してきた結果、このたび一括して提案したものである。 |

| | |
|--|---|
| <p>実施時期である平成 32 年 4 月 1 日まで、まだ 2 年以上の猶予があるではないか。</p> | <p>確かに実施時期は地方公務員法等の改正法の施行期日に合わせて平成 32 年 4 月 1 日としているが、それまでの間に会計年度任用職員制度に関する各種の規程整備や、組合に加入していない方々への説明をしていく必要もあることから、時間的な余裕はそれほどあるわけではない。</p> |
| <p>今回の提案内容は、嘱託員の全てのランクについて当てはまるものなのか。</p> | <p>このたびの提案は、嘱託員における現行のランクでいえば、主に B ランク及び C ランクを想定したものである。それ以外のランクに係る対応については、現在検討中である。</p> |
| <p>55 歳に到達していないにもかかわらず、経験を重ねても報酬月額が増額しないことがあるのか。</p> | <p>今回提案している会計年度任用職員の報酬月額については、本市会計年度任用職員としての経験年数も踏まえ、常勤職員の行政職給料表を基準として決定することとしている。当該給料表には上限があることから、報酬月額についてもおのずと一定の上限が生じるものであり、結果的に 55 歳到達前に上限に到達するといったことも起こり得るものである。</p> |
| <p>今回の提案メモにおける上限は 28 年目であるが、以前の賃金小委員会において示された案における上限は 31 年目ではなかったか。今回の提案に当たって、内容を変えたのか。</p> | <p>これまでの協議経過において、本市の会計年度任用職員として初めて任用された年度の報酬月額が低すぎるとの意見もあったことから、検討の結果、一定の引上げを図ったため上限に到達するのが早くなったものであり、上限の金額は変えていない。</p> |
| <p>組合内でもこれまでの賃金小委員会にて示された案を基に検証したところ、嘱託員として非常に長い期間にわたって働いてきた者が多くいる保育職においても、報酬水準が下がる者はいなかったところであり、当局の提案内容は職員のことをよく考えてくれたものだと思うが、それでもやはり組合内では様々な意見がある。</p> | <p>このたびの提案については、できる限り常勤職員の水準をベースに設定してきたものであり、現段階ではこれ以上の手立てが見当たらないことをご理解いただきたい。</p> |

課題解決への方向性

一旦中断を挟んでから交渉を再開したところ、組合の中に全く不満がないわけではないとしても、本提案について合意する旨が示された。

2 高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数の改正について

課題の要旨

高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数の改正について提案し、協議を行った。

| 尼崎市嘱託職員労働組合の主張 | 当局の回答 |
|---|----------------------------------|
| 高年齢者委嘱制度の勤続年数要件の緩和については、組合として以前より要求してきたところであり、今回の提案についても受け入れる考えであるが、今後、嘱託員の高年齢者委嘱制度実施要領を改正していくのか。 | 組合より合意が得られれば、当該要領の改正に係る手続を進めていく。 |

課題解決への方向性

本提案について合意する旨が示された。

以上
(給与課)

会計年度任用職員制度の給付体系について（メモ）

H29.12.26

嘱託員から会計年度任用職員へ移行する場合、以下の項目について給付体系を変更する。

1 報酬月額

(1) 決定方法

会計年度任用職員の報酬月額については、次のとおり任用時の経験年数等に基づき決定する。

| 本市会計年度任用職員としての経験年数 | 報酬月額 |
|--------------------|---------|
| 1年目 | 132,770 |
| 2年目 | 137,280 |
| 3年目 | 142,450 |
| 4年目 | 147,730 |
| 5年目 | 153,120 |
| 6年目 | 157,850 |
| 7年目 | 162,250 |
| 8年目 | 166,540 |
| 9年目 | 170,500 |
| 10年目 | 174,130 |
| 11年目 | 177,760 |
| 12年目 | 181,170 |
| 13年目 | 184,470 |
| 14年目 | 187,550 |
| 15年目 | 189,970 |
| 16年目 | 192,280 |
| 17年目 | 194,480 |
| 18年目 | 196,680 |
| 19年目 | 198,550 |
| 20年目 | 200,530 |
| 21年目 | 201,960 |
| 22年目 | 203,170 |
| 23年目 | 204,600 |
| 24年目 | 205,700 |
| 25年目 | 206,910 |
| 26年目 | 208,230 |
| 27年目 | 209,110 |
| 28年目～ | 209,880 |

| 採用基準学歴 | | | |
|---------------------------------------|----------|----------|----------|
| 高卒 | 短卒 | 大卒 | |
| 18.19.20 | - | - | 採用時年齢（歳） |
| 21.22.23 | - | - | |
| 24以上 | 20.21.22 | - | |
| - | 23.24.25 | - | |
| - | 26.27.28 | 22.23.24 | |
| - | 29以上 | 25.26.27 | |
| - | - | 28.29.30 | |
| - | - | 31.32.33 | |
| - | - | 34.35.36 | |
| - | - | 37以上 | |
| 備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。 | | | |

| | |
|---------|---------|
| 高年齢者の任用 | 159,500 |
|---------|---------|

報酬月額については現時点のものであり、その後の給与改定により変動するものである。本市会計年度任用職員としての経験年数には、55歳に達した日以後の最初の4月1日以後の期間は含まない。

原則、各年度の4月1日時点で59歳以下の者を会計年度任用職員として任用する。高年齢者の任用については、65歳に達した日以後の最初の3月31日まで任用され得るものとする。

(2) 現在の嘱託員が会計年度任用職員へ移行する場合における報酬月額の特例

平成32年3月31日時点で本市嘱託員である者が引き続き平成32年4月1日から会計年度任用職員として任用される場合の報酬月額の決定方法については、次のとおりとする。

- 平成32年3月31日までの本市嘱託員として引き続いた経験年数も踏まえた移行後の報酬月額(A)が平成32年3月31日時点の報酬月額(B)より低い場合は、Aを報酬月額とするとともにAとBとの差額に相当する額を支給する(高年齢者の任用においても、平成32年3月31日時点で高年齢者委嘱制度に基づき委嘱されている場合に限り、これに準じる)。なお、差額相当額を支給する場合、超過勤務手当及び休日給相当分の割増報酬並びに期末手当の算定に当たっては、当該差額相当額を含めた報酬の月額を基礎とする。
- AがBと同額又はBより高い場合は、Bと同額又は直近上位となる額を報酬月額とする。

参考：具体例

- 嘱託員(Bランク)としての経験年数が8年間の者が高卒区分に移行する場合
現行の報酬額(B) ... 174,800円
移行後の報酬額(A) ... 170,500円
174,800円を10年目まで保障(11年目から177,760円を支給)
- 嘱託員(Bランク加算)としての経験年数が34年間の者が短卒区分に移行する場合
現行の報酬額(B) ... 186,900円
移行後の報酬額(A) ... 209,880円
187,550円を支給(現行の報酬月額の直近上位となる額)

2 期末手当

会計年度任用職員の期末手当は、次のとおりとする。

$$\text{報酬月額} \times \text{支給率} \times \text{期間率} \times \frac{183 - \text{私療休暇日数} \times 1/3 - \text{病気欠勤日数} \times 1/3 - \text{事故欠勤} \cdot \text{無許可欠勤日数}}{183}$$

なお、年間の支給月数については、平成31年度におけるBランク嘱託員の年間支給月数(参考：平成29年度は3.93月)を基本とする。

3 通勤に係る実費弁償

会計年度任用職員の通勤に係る実費弁償は、次のとおりとする。

(1) 支給の範囲

ア 交通機関利用者

自宅から勤務官署までの徒歩による通勤距離が片道2km以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が片道1km以上である者

イ 交通用具使用者

自宅から勤務官署までの徒歩による通勤距離が片道2km以上であり、かつ、自動車等(自転車、原動機付自転車、その他の原動機付の交通用具を含む。)の交通用具を使用する者で、その利用距離が片道1km以上であるもの

(2) 支給額

ア 交通機関利用者

通勤に要する運賃等の額に相当する額に応じて、次のとおり支給する。

| 運賃等相当額 | 支 給 額 |
|------------|-------------------|
| 55,000 円以下 | 運賃等相当額 |
| 55,001 円以上 | 55,000 円〔最高支給限度額〕 |

イ 交通用具使用者

使用距離に応じて、次のとおり支給する。

| 使用距離（片道） | 支給額 | 使用距離（片道） | 支給額 |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 1 km以上 5 km未満 | 2,000 円 | 35 km以上 40 km未満 | 21,600 円 |
| 5 km以上 10 km未満 | 4,200 円 | 40 km以上 45 km未満 | 24,400 円 |
| 10 km以上 15 km未満 | 7,100 円 | 45 km以上 50 km未満 | 26,200 円 |
| 15 km以上 20 km未満 | 10,000 円 | 50 km以上 55 km未満 | 28,000 円 |
| 20 km以上 25 km未満 | 12,900 円 | 55 km以上 60 km未満 | 29,800 円 |
| 25 km以上 30 km未満 | 15,800 円 | 60 km以上 | 31,600 円 |
| 30 km以上 35 km未満 | 18,700 円 | | |

4 実施時期

平成 32 年 4 月 1 日

5 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 29 年 12 月 28 日（木）までにされたい。

以 上
（給与課）

高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数の改正について（メモ）

H29.12.26

嘱託員の高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数に係る基準について、次のとおり改正する。

1 内容

嘱託員の高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数に係る基準について、現行、5年以上としている勤務実績を1年以上に改めるとともに、現行、過去3年間としている欠務日数等の判定期間を過去1年間に改める。

2 実施時期

平成30年4月1日（平成30年度に嘱託員の高年齢者委嘱制度に基づき新たに委嘱される者から適用する。）

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成29年12月28日（木）までにされたい。

以 上
（ 給与課 ）

妥結事項

12月26日の交渉等の結果を受け、同日に次の項目について妥結に至った。

1 会計年度任用職員制度の給付体系 [平成32年4月1日実施]

(1) 報酬月額

ア 決定方法

会計年度任用職員の報酬月額については、次のとおり任用時の経験年数等に基づき決定する。

| 本市会計年度任用職員としての経験年数 | 報酬月額 |
|--------------------|---------|
| 1年目 | 132,770 |
| 2年目 | 137,280 |
| 3年目 | 142,450 |
| 4年目 | 147,730 |
| 5年目 | 153,120 |
| 6年目 | 157,850 |
| 7年目 | 162,250 |
| 8年目 | 166,540 |
| 9年目 | 170,500 |
| 10年目 | 174,130 |
| 11年目 | 177,760 |
| 12年目 | 181,170 |
| 13年目 | 184,470 |
| 14年目 | 187,550 |
| 15年目 | 189,970 |
| 16年目 | 192,280 |
| 17年目 | 194,480 |
| 18年目 | 196,680 |
| 19年目 | 198,550 |
| 20年目 | 200,530 |
| 21年目 | 201,960 |
| 22年目 | 203,170 |
| 23年目 | 204,600 |
| 24年目 | 205,700 |
| 25年目 | 206,910 |
| 26年目 | 208,230 |
| 27年目 | 209,110 |
| 28年目～ | 209,880 |

| 採用基準学歴 | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 高卒 | 短卒 | 大卒 | |
| 18.19.20 | - | - | 採用時年齢(歳) |
| 21.22.23 | - | - | |
| 24以上 | 20.21.22 | - | |
| - | 23.24.25 | - | |
| - | 26.27.28 | 22.23.24 | |
| - | 29以上 | 25.26.27 | |
| - | - | 28.29.30 | |
| - | - | 31.32.33 | |
| - | - | 34.35.36 | |
| - | - | 37以上 | |

備考 採用基準学歴とは、それぞれの職において必要とされる学歴のことをいう。

| | |
|---------|---------|
| 高年齢者の任用 | 159,500 |
|---------|---------|

報酬月額については現時点のものであり、その後の給与改定により変動するものである。

本市会計年度任用職員としての経験年数には、55歳に達した日以後の最初の4月1日以後の期間は含まない。

原則、各年度の4月1日時点で59歳以下の者を会計年度任用職員として任用する。高年齢者の任用については、65歳に達した日以後の最初の3月31日まで任用され得るものとする。

イ 現在の嘱託員が会計年度任用職員へ移行する場合における報酬月額の特例

平成32年3月31日時点で本市嘱託員である者が引き続き平成32年4月1日から会計

年度任用職員として任用される場合の報酬月額の決定方法については、次のとおりとする。

- 平成 32 年 3 月 31 日までの本市嘱託員として引き続いた経験年数も踏まえた移行後の報酬月額（A）が平成 32 年 3 月 31 日時点の報酬月額（B）より低い場合は、A を報酬月額とするとともに A と B との差額に相当する額を支給する（高年齢者の任用においても、平成 32 年 3 月 31 日時点で高年齢者委嘱制度に基づき委嘱されている場合に限り、これに準じる）。なお、差額相当額を支給する場合、超過勤務手当及び休日給相当分の割増報酬並びに期末手当の算定に当たっては、当該差額相当額を含めた報酬の月額を基礎とする。
- A が B と同額又は B より高い場合は、B と同額又は直近上位となる額を報酬月額とする。

参考：具体例

- 嘱託員（B ランク）としての経験年数が 8 年間の者が高卒区分に移行する場合
現行の報酬額（B） … 174,800 円
移行後の報酬額（A） … 170,500 円
174,800 円を 10 年目まで保障（11 年目から 177,760 円を支給）
- 嘱託員（B ランク加算）としての経験年数が 34 年間の者が短卒区分に移行する場合
現行の報酬額（B） … 186,900 円
移行後の報酬額（A） … 209,880 円
187,550 円を支給（現行の報酬月額の直近上位となる額）

(2) 期末手当

会計年度任用職員の期末手当は、次のとおりとする。

$$\text{報酬月額} \times \text{支給率} \times \text{期間率} \times \frac{183 - \text{私療休暇日数} \times 1/3 - \text{病気欠勤日数} \times 1/3 - \text{事故欠勤} \cdot \text{無許可欠勤日数}}{183}$$

なお、年間の支給月数については、平成 31 年度における B ランク嘱託員の年間支給月数（参考：平成 29 年度は 3.93 月）を基本とする。

(3) 通勤に係る実費弁償

会計年度任用職員の通勤に係る実費弁償は、次のとおりとする。

ア 支給の範囲

(7) 交通機関利用者

自宅から勤務官署までの徒歩による通勤距離が片道 2 km 以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が片道 1 km 以上である者

(1) 交通用具使用者

自宅から勤務官署までの徒歩による通勤距離が片道 2 km 以上であり、かつ、自動車等（自転車、原動機付自転車、その他の原動機付の交通用具を含む。）の交通用具を使用する者で、その利用距離が片道 1 km 以上であるもの

イ 支給額

(7) 交通機関利用者

通勤に要する運賃等の額に相当する額に応じて、次のとおり支給する。

| 運賃等相当額 | 支 給 額 |
|------------|-------------------|
| 55,000 円以下 | 運賃等相当額 |
| 55,001 円以上 | 55,000 円〔最高支給限度額〕 |

(1) 交通用具使用者

使用距離に応じて、次のとおり支給する。

| 使用距離（片道） | 支給額 | 使用距離（片道） | 支給額 |
|-----------------|----------|-----------------|----------|
| 1 km以上 5 km未満 | 2,000 円 | 35 km以上 40 km未満 | 21,600 円 |
| 5 km以上 10 km未満 | 4,200 円 | 40 km以上 45 km未満 | 24,400 円 |
| 10 km以上 15 km未満 | 7,100 円 | 45 km以上 50 km未満 | 26,200 円 |
| 15 km以上 20 km未満 | 10,000 円 | 50 km以上 55 km未満 | 28,000 円 |
| 20 km以上 25 km未満 | 12,900 円 | 55 km以上 60 km未満 | 29,800 円 |
| 25 km以上 30 km未満 | 15,800 円 | 60 km以上 | 31,600 円 |
| 30 km以上 35 km未満 | 18,700 円 | | |

2 高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数の改正〔平成 30 年 4 月 1 日実施〕

嘱託員の高年齢者委嘱制度における再委嘱の勤続年数に係る基準について、現行、5 年以上としている勤務実績を 1 年以上に改めるとともに、現行、過去 3 年間としている欠務日数等の判定期間を過去 1 年間に改める。